

介護老人保健施設 横浜あおぼの里
介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

当施設はご利用者様に対して指定介護老人保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第40号第5条に基づいて、施設の概要や提供されるサービス内容、利用上ご注意頂きたいことを次のとおり説明いたします。

1 法人の概要

法人の名称	医療法人社団協友会		
代表者職氏名	理事長 平岡 邦彦		
法人の所在地	埼玉県吉川市大字平沼 111 番地		
電話番号	048-982-8311	FAX 番号	048-981-2062
運営する主な他の事業者・サービス内容	名称：吉川中央総合病院 開設日：昭和 53 年 7 月 1 日 病床数：272 床（一般病床 130 床、障害病床 44 床、回復リハ病床 54 床、療養病床 30 床、緩和ケア病棟 14 床）		

2 事業所の概要

事業所名	医療法人社団協友会 介護老人保健施設 横浜あおぼの里		
事業所の所在地	神奈川県横浜市青葉区鉄町 1375 番地		
電話番号	045-978-5310	FAX 番号	045-978-5309
介護保険事業所番号	1453780020		
指定年月日	平成 16 年 3 月 1 日		
管理者氏名	高橋 悟		
併設サービス内容	介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション		

3 事業所の職員体制等（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	常勤	常勤 兼務	非常勤	非常勤 兼務	業務内容
医師	1		4		利用者の病状・心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	1		1		医師の指示に基づき調剤、施設で保管する薬剤管理、利用者に対し服薬指導を行う。
看護職員	7		20		医師の指示に基づき医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
介護職員	49		13		利用者の施設サービスに基づき、医学的管理における介護を行う。

	常勤	常勤 兼務	非常勤	非常勤 兼務	業務内容
支援相談員	5		1		利用者及びその家族からの相談に応じ、施設利用に関する面談・見学対応及び諸手続きから退所までの支援を行う。
理学療法士	8		1		リハビリテーションプログラムの作成、機能訓練の実施に際し指導を行う。
作業療法士	5		1		
言語聴覚士	2		1		
管理栄養士	3				献立の作成・栄養指導・嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
介護支援専門員	4				利用者の施設サービス計画の原案を立てる。要介護認定、要介護認定更新の申請手続きを行う。また、地域交流（ボランティアの指導）を行い、市町村との連携をはかる。
事務職員	7				事務長の指導監督のもと、総務・医事・経理業に従事する。
その他	8	7	10		リハビリに関する補助業務を行う。 シーツ交換等の補助業務を行う。

4 入所定員等

定員 172名（一般療養棟 112名、認知専門棟 60名）

療養室 個室 20室、4人室 38室

5 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。1日あたりの自己負担金額は別紙「介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）利用料金表」をご確認ください。）

利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額となります。詳細は料金表のとおりとなります。

(2) その他の料金

- ① 食費（1食当り）朝 620円
昼 750円
おやつ 80円
夕食 700円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 居住費（療養室の利用費）1日当り

- ・従来型個室 2,530円
- ・多床室 670円

（ただし、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載

されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担額説明書）をご覧ください。

③ 特別な室料（1日当り）【別途消費税】

個室 1,500円

④ 理美容代 実費：(500円～4,600円程度)

⑤ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

*1ヶ月の利用料計算方法

〇〇〇単位 × 【地域加算】 × 0.1 (0.2 又は 0.3) = 【合計金額】

【合計金額】 + 【加算料金 × 加算日数】 + 【保険外サービス料金】 = 【合計金額】

6 支払い方法

(1) 毎月15日までに、前月分の請求書を発行し、27日に引き落とします。領収書は翌日15日に発送を致します。詳細は別紙の「口座振替お申し込みについて」をご参照ください。

7 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービス利用日をお休みされる場合には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）：045-978-5310

(2) 利用者の都合でサービスをお休みされる場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

8 介護老人保健施設 横浜あおばの里運営方針

(1) 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

(2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

(3) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(4) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

(5) 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

(6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の

同意を得て実施するよう努めます。

- (7) 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインには
かり、当施設が知り得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの
提供に掛かる以外の利用は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供につい
ては、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- (8) 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118
条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か
つ有効に行うよう努めるものとする。

9 従業員の研修

当施設では、職員の資質向上のために研修の機会を次の通りとします。

- ① 採用時研修、採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修、月2回

10 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でお取りいただきます。ご利用者の状態に合わせた、
食事の形態で提供しています。）
 - 朝食 8:00～
 - 昼食 12:00～
 - おやつ 15:00～
 - 夕食 17:45～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所
利用者は、週に2回以上ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態の応じ
て清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護
サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない
場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいた
だくものもありますので、具体的にご相談下さい。

11 施設利用に当たっての留意事項

消灯時間は、午後 9 時になります。

- ・ 飲酒・喫煙は禁止となります。
- ・ 所持品・備品等、飲食物の持ち込みは禁止です。
- ・ 金銭・貴重品・電化製品及び当施設から持ち込みをお願いした物以外は極力持ち込みをご遠慮ください。事情により持ち込む際は当施設では管理が出来ないため、紛失・破損等に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 衣類など持参物に関しては全て名前をご記載ください。職員では一切、記載を致しません。名前の記載がない物の紛失、破損に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 施設内へのペットの持ち込みは禁止となります。
- ・ ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止
- ・ ほかが利用者への迷惑行為、安全衛生を害することは禁止です。
- ・ 職員へのお心遣いをご遠慮下さい。（お持ち頂いても受け取れません。）
- ・ 入所後、利用者の状態や感染の状況によって居室変更や階移動をすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。
- ・ 入所・退所等の時間は必ずお守りください。他の利用者に差し支える場合があります。
- ・ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合、ご利用の中止や契約解除させて頂く場合があります。

1 2 事故発生時の対応

サービス提供にあたり、事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要とされた場合に、協力医療機関、または他の専門的機関での診療を依頼します。当施設は利用者の家族等利用者または扶養者が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

1 3 入所中の病院への入院、通院の扱い（他科受診）

- ①入所者の傷病の状況からみて、当施設では必要な医療を行うのが困難となった場合には、保険医療機関の医療を受けさせることとなります。具体的には、当施設の医師が、入所者の状況から判断して、協力病院やその他の医療機関へ入院させるか、あるいは通院させるなどの措置を講じます。よって、入所者の状況をみることなく、不必要に医療機関に通院させることはありません。
- ②当施設入所中に他の保険医療機関を受診（他科受診）した場合であって、診療内容が医療保険請求されるものについては、一般の患者と同様に患者負担（後期高齢者医療の一部負担金）が発生します。この一部負担金については、すべて入所者負担となりますので、ご理解下さい。

1 4 歯科医療機関への受診

歯科医療については、医科の場合のような往診・通院に関しての当施設での療養と保険診療との間の調整は原則として行いません。なお、入所者に対する歯科診療の適切な提供については、歯科医療機関等を利用（往診・通院）することで確保します。また、往診等を行う歯科医療機関からの歯科医は、当施設の医師に事前に状況確認を行います。

・ 協力歯科	・ 名称	横浜市青葉区歯科医師会 北野歯科医院
--------	------	--------------------

	・住 所 横浜市青葉区あざみ野 2-2-8 プロspaあざみ野 101 号
--	---------------------------------------

1 5 調剤薬局の利用

当施設の医師は、保険医療機関における保険医ではありませんので、入所者に対して医療保険上の処方箋を交付できません。また、当施設の入所者を診療した保険医療機関の保険医は特段の場合を除き、保険薬局での調剤または治療剤の支給を目的とする処方箋を交付いたしません。

1 6 緊急時の対応

サービス提供にあたり、体調の急な変化などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、利用者および扶養者が指定する代理人に連絡します。施設医師の医学的判断により受診が必要と認められる場合、協力医療機関または他の専門機関での診療を依頼することがあります。

協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・名 称 横浜総合病院 ・住 所 横浜市青葉区鉄町 2201 ・名 称 青葉さわい病院 ・住 所 横浜市青葉区元石川町 4300
緊急連絡先	氏名 連絡先

1 7 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、各階職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

18 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口	事務長 石井 浩司 介護支援専門員 磯見 広二・入江 麦・和田 浩伸・森重 千春 電話番号 045-978-5310 FAX 番号 045-978-5309 対応時間 8:30～17:30
------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

名称	横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）
所在地	〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話番号	045-263-8084
名称	神奈川県高齢施設課（事業者の指定以外に関する問い合わせについて）
所在地	〒231-0021 横浜市中区日本大通 1
電話番号	045-210-4835
FAX 番号	045-210-8874
名称	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係
所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番 1
電話番号	045-329-3447
FAX 番号	0570-033-110
名称	青葉区 高齢・障害支援課
所在地	〒220-0024 神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4
電話番号	045-978-2479

【説明確認欄】

年 月 日

上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 事業者名 介護老人保健施設 横浜あおばの里
(介護予防短期入所療養介護)

説明者

上記の通り説明及び交付を受けました。

(利用者) 氏 名 _____

{ 代理人又は立会人
氏 名 _____ }

2026年4月 改定